

令和8年度 特色 入試 問題

《総合人間学部》

文系総合問題

一〇〇点満点

(注意)

- 一、問題冊子および解答冊子は係員の指示があるまで開かないこと。
- 二、問題冊子は表紙のほかに5ページ、解答冊子は表紙のほかに8ページある。
なお、別に下書き用紙8枚を配付する。
- 三、問題は一題(二問)である(1ページから5ページ)。
- 四、試験開始後、解答冊子の表紙所定欄に受験番号・氏名をはっきり記入すること。表紙には、
これら以外のことを書いてはならない。
- 五、解答はすべて解答冊子の指定された箇所に記入すること。
- 六、解答に関係のないことを書いた答案は無効にすることがある。
- 七、解答冊子は、どのページも切り離してはならない。
- 八、問題冊子、下書き用紙は持ち帰ってもよいが、解答冊子は持ち帰ってはならない。

以下の文章を読んで、あとの問いに答えなさい。

おそらくは、問いの立て方が間違っていたのだろう。すでに見たように、他者を監視し、それによって相手の行動をコントロールしたり誘導したりしようとする欲望を抱えているのは、国家だけではない。その手段としても、基本的には国家のみが使用することのできる法だけではなく、新たなものを想定する必要がある。そこから見えてくるのは、国家権力の規模的な変化ではなく、むしろ統制主体の多様化・分散化と、それをもたらす中間団体の肥大化なのだ。

企業や政党、教会のように、個人の生活に影響を与える団体のことを、一般的に中間団体と呼ぶ。個人と国家の中間にある存在という含意だが、それが本当に中間的存在なのかということについては、やや慎重に見なくてはならない。つまり、特にフランス革命において敵視され、解体（典型的には修道院財産の没収）や国営化（聖職者の公務員化）、さらには否定（「最高存在の祭典」によってキリスト教を離れた理性崇拝を市民宗教として確立しようとしたように）の対象となったのはローマ・カトリック教会だが、それは彼らが国家の内部にあつて個人に向きあう中間団体であるのと同時に、文字

通り世界的な、ローマ教皇の権威のもとに国家を超える存在としても作動していたからだと言うことができるだろう。逆に、このような超国家的存在を否定し、すべての団体を国家と個人の中間的領域へと押し込めることによって、国民国家体制・主権国家体制が現実化することにもなる。

そして我々は、国家以外の主体たちもまた我々に対する支配力を持ち、影響力を行使しつつあることに注意する必要があるだろう。

ここで他者の行動を統制する手段として注目されるのが、「アーキテクチャ」である。アメリカの憲法学者ローレンス・レッシング(Lawrence Lessig, 1961-)は、アーキテクチャという「社会生活の「物理的につくられた環境」(『CODE——インターネットの合法・違法・プライバシー』山形・柏木訳、翔泳社、二〇〇一、一五四頁)を操作するものが、新たな支配者となることを警戒していた。

たとえば、著作物が不正にコピーされることを防止したいとしよう。国家は「法」を用いて、すなわち特定のルールを明示し、それに違反したものに対して事後的に制裁を加えることによって、それを実現してきた。これに対し、たとえばコピーされたあとのデータに自動的にその出自が埋め込まれてしまう電子透かしであるとか、

ダウンロード後に一定の時間が経過すると再生できなくなってしまう動画ファイル、あるいはそもそも一部分のコピーを拒否するようなデータ形式によって、同様の結果を実現することも想定できるだろう。行為者の自由を前提として、一定の制裁によって特定の行動を避けさせるという法や規範の動作と異なり、物理的に行為の空間を整えることで選択肢自体をコントロールすること、それがアーキテクチャという統制手段である。そこでは、我々に一定の行為を行なわせたり禁止したりする権力の動作が自動化されていることとなる。

レッシングが警戒したのは、インターネットやコンピュータを通じて我々の行為の仕方を規制するプログラムと、それを構成するコードを書いている人々あるいは企業が、それらによってネットワーク内の我々の行動を完全に支配する危険性であった。技術的制約が、コードの書き手によって創造され、著作物を売る側に利用されていくとき、我々には最初から問題行動（と彼らが考えるもの）を行なう可能性が与えられないようになっていく。「法」が、制裁の予告によって我々の自由を奪っていくのに対して、「アーキテクチャ」のもとは行為の自由が最初から与えられていないのである。

国家による法規制と、アーキテクチャを利用した中間団体の規制が衝突する場面の一つとして、たとえばリバースエンジニアリングをめぐる状況を見ることができる。

リバースエンジニアリングとは、完成している製品の動作を検証することによって、その内部構造や利用されている技術・ノウハウを解明する研究手法であり、自社の技術革新、互換品の作成、欠陥の補修などのため用いられる。技術向上のためにはそのような研究が不可欠と考えられているため、特定の技術に対して発明者の独占的な権利を認める特許システムにおいても、リバースエンジニアリングはその対象外として認められている。

たとえば我が国の特許法六九条一項は、「特許権の効力は、試験又は研究のためにする特許発明の実施には、及ばない」と規定し、特許権によってリバースエンジニアリングを抑制することはできないと明示している。それは、発明者に経済的利益を与えることによつて知的財産の発展を促進するという特許制度の目的に照らしたとき、保障される独占権が将来の知的財産の創造を阻害するようなことがあつてはならない、現に保有されている権利を制限してでも将来の

国益を確保したいという国家の欲望に裏付けられた規定なのである。

だがもちろん、現に権利を保有している側にとって、このような制限が歓迎すべきものでないことは明らかだ。その結果として、市販のコンピュータ・ソフトウェアをインストールする際に同意を求められるライセンス契約の多くには、このリバースエンジニアリングを禁止する条項がある。「クリックラップ契約」と呼ばれるような最近の形態では、それらの条項に同意しない限り（実際に読んだかどうかはともかくとして）インストールの手続きを進めることができず、実際にそのソフトウェアを利用することができないように、ソフトウェア自体が作られている。コミックの周りのシュリンクラップ（薄いフィルム）を破らない限り中身にアクセスできないのと同様に、リバースエンジニアリングを禁止する契約に従わないという可能性は、最初から物理的に失われている。

我々が行為の選択肢を認識し、その中から何らかの理由で特定の決断をするその前に一定の可能性がすでに消去されているとしたら、そこで残っている選択肢の中から我々が自由に選ぶことが許されているとしても、その自由にどれだけの意味があるのだろうか。あるいは、そこですでに自由が制限されているということをお我々は意識

し、それに対して何らかの——肯定的であれ否定的であれ——反応をすることができのだろうか。できないとすればそのとき我々は、従っている・従わされているという意識すら抜きに、それらコード、書き手の権力に服従させられているということにはならないだろうか。

ここでは、国家が法によって認められた権利が、私企業が我々に締結することを迫る契約によって失われていることになるだろう。中間団体による規制が、国家のそれと食い違い、それ以上に我々をコントロールしようとしているのだ。

一九世紀半ばに自由を脅かしていたのが規範で、二〇世紀頭にはそれが国家の力で、二〇世紀半ばのかなりの部分で自由を脅かしたのが市場だったなら、わたしの議論というのは、二〇世紀末から二一世紀にかけて別の規制手段——コード——こそが懸念となることを理解すべきだということだ。（レッシング前掲、一五四—五頁）

そして、このアーキテクチャに直面した我々が問わなくてはなら

ないのは、古典的に「法」を通じて動作する国家権力はこれと比較してはるかに危険な存在なのかということだ。インターネットを支配する巨大企業や、グローバルなビジネスを展開する多国籍企業がアーキテクチャを利用して我々の行動をコントロールしているとして、それとの比較においてなお国家こそが我々の最大の敵であり警戒すべき存在だということになるのだろうか。

おそらくそうではない。第一に、国家は確かに全体からすれば非常に大きな実力を独占しているが、チェック・アンド・バランスが確保されている。立法・司法・行政の三権が互いを監視し、抑制しあうことで国家全体が暴走する危険を防いでいるのだが、これに対してたとえば企業では経営陣の意思が統一され、全体として行動できることが重視されるだろう。

第二に、国家のなし得る行為に対しては憲法という枠がはめられているし、実際の手続についても、たとえば行政手続法のように多くの規制が加えられ、国民に対する透明性や答責性（アカウンタビリティ）の確保が求められている。これに対して企業が責任を負っているのは主にその株主に対してであり、たとえその行動の影響を強く受けるとしても、一般の消費者や顧客に対する情報提供は限定

的なものにとどまるし、手続面での規制も乏しい。

第三に、たとえば憲法一四条一項が「すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない」と定めているように、国家にはその成員をすべて平等に・無差別に扱うことが求められる。これに対して企業が「お得意さま」を優遇するのはごく一般的な慣習だろう。もちろん経営効率という観点からは、利用頻度の高くない・あまり金を持っていない顧客よりも「お得意さま」へのサービスに力を注いだほうが有益に違いないのだ。

国家の正統性・必要性を根本的に疑い、「政治哲学の根本問題はそもそも国家がなければならないのかどうかにあり、この問題は国家がどのように組織されるべきかという問題に先行する」と喝破した哲学者ロバート・ノージック (Robert Nozick, 1938-2002) は、正当化可能な最小限のものとして「最小国家」を認めるに至った(『アナーキー・国家・ユートピア——国家の正当性とその限界』木鐸社、一九九二、四頁(訳を改めた))。なぜ国家が必要なのか、治安維持や裁判といった機能を、なぜ企業に委ねてはいけないのか。最低限の国家機能(最小国家)さえ置かず、すべてを市場を通じた供給に

委ねるといふモデル（超最小国家）ではいけないのか。「なぜ無政府状態アナキーにしておかないのか（Why not have anarchy?）」（同）という問題関心を根幹に据えたノージックでさえ拒否した「超最小国家」と「最小国家」の差異は、統治の対象である我々を平等無差別に扱う義務があるかどうかという点であった。

つまり全体的に言えば、その暴走を警戒して国家にはさまざまに制約が加えられているのに対し、中間団体にはそのような制約が乏しく、だからこそサービスの提供は効率的であるかもしれない。だが、そうであるとして、我々の生活や人権が、我々を平等に扱わなくてもよい主体に自由に制約されることを、我々は望むのかどうか。それが規制主体としての国家と中間団体を比較する際に問われる問題なのだ。

出典 大屋雄裕『自由か、さもなくば幸福か？ 二一世紀の（あり得べき社会）を問う』（筑摩書房、二〇一四年）所収。出題にあたり一部表記などを改めた。

問一 この文章において「国家」による規制と対比される「中間団体」による規制とはどのようなものか、また、あなたは両者の関係が今後どうあるべきと考えるか、一二〇〇字程度（句読点を含む）で述べなさい。（五〇点）

問二 傍線部のように「我々に一定の行為を行なわせたり禁止したりする」ものを「権力」と捉えた場合、われわれの生活がいかに様々な種類の「権力」に取り囲まれているかを自らの観点で整理し、具体的な事例を挙げつつ一二〇〇字程度（句読点を含む）で述べなさい。（五〇点）